

住宅防音工事希望届

- 防音工事を希望します。
- 空気調和機器機能復旧工事を希望します。
- 防音建具機能復旧工事を希望します。

(フリガナ)	()	工事希望者が借家人の場合には、住宅に係る所有権を有する者の住宅防音工事に係る承諾が必要になりますが、承諾は得られていますか。
工事希望者の氏名		はい . いいえ
工事希望者の住所	〒 - [工事希望者の住所と住宅防音工事を希望する住宅の所在地が異なる場合は、その住宅の所在地を記入してください。 〒 -]	
連絡先	TEL ()	
建築年月	年 月 (住宅を建て替えている場合は、建て替える前の住宅の建築年月日も記入) 年 月	
工事実施可能時期	年 月 ※工事実施可能時期は、演習場周辺の住宅防音工事の実施に係る計画を立案するために何うものです。必要な事務手続きを経て工事が実施可能となることから、必ずしも工事実施可能時期に工事着手とならない場合があります。	

住宅防音工事希望届の記入に当たってお読みください。

- この住宅防音工事希望届は、住宅防音工事に係る希望者を把握し、希望者に住宅防音事業補助金交付申込書を配布するため、提出していただくものです。
- 住宅防音工事は、世帯人員に応じ5居室を限度として、下記に掲げる居室数以内の居室を対象としています。

世帯人員	1人	2人	3人	4人以上
居室数	2居室	3居室	4居室	5居室

3 空気調和機器機能復旧工事

- 住宅防音工事により設置した空気調和機器の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器が対象となります。

※東富士演習場周辺に関しては、平成12年3月末までに住宅防音工事が完了した住宅にさせていただきます。

※北富士演習場周辺に関しては、現行指定区域内に限ります。

ただし、機器が設置されている部屋を居室以外に改造したり、防音区画が保持されていない場合等は補助対象にはなりません。

- 補助率は90%です。(自己負担は10%となります。)

〈裏面〉

4 防音建具機能復旧工事

■住宅防音工事により外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事です。

■住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具が対象となります。

※東富士演習場周辺に関しては、平成12年3月末までに住宅防音工事が完了した住宅にさせていただきます。

※北富士演習場周辺に関しては、現行指定区域内に限ります。

経年劣化によりサッシ（窓）が開閉できない、施錠できない、サッシ（窓）の調整（戸車等）を実施した上で、クレセントを施錠した状態でサッシ（窓）が左右に動く※等
※サッシメーカー等による診断が必要
ただし、建具が設置されている部屋を居室以外等は補助対象にはなりません。（補助率は100%です。）

5 住宅防音工事希望届に記載された個人情報、地方防衛局が作成する工事希望者名簿に業務の遂行上必要最小限の範囲内で記載されます。

なお、御不明な点は、次の地方防衛局へお問い合わせ下さい。

問い合わせ及び申込み先

希望届は「封書」にて下記宛先までお送りください。

南関東防衛局企画部防音対策課砲撃音防音係

〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎内

TEL 045-211-7396（直通）

MAIL:bouon-fuji-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp